8　(1)　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インドネシア共和国政府は、主要な供給者、主要な請負業者又は主要なコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款に基づいて行う生産物又は役務の供給から生ずる所得に関する全てのインドネシアの財政課徴金及び租税を負担する。

(3)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関する全てのインドネシアの関税及び関連の財政課徴金を免除する。

9　インドネシア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドネシア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月二十九日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　谷崎泰明

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　デスラ・プルチャヤ閣下

付表

（限度額）

1　コメリン灌漑（かんがい）計画（第三期）　百五十八億九千六百万円
2　ルンタン灌漑近代化計画　四百八十二億三千七百万円
3　バリ海岸保全事業（フェーズ2）　九十八億五千五百万円
総額　七百三十九億八千八百万円

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月二十九日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　デスラ・プルチャヤ

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　谷崎泰明閣下

○外務省告示第百四十一号

平成二十九年三月三十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　署名者
日本側　渡邉（邉）正人在バングラデシュ大使
バングラデシュ側　カジ・ショフィクル・アゾム財務省経済関係局次官

平成二十九年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十二号

平成二十九年三月三十一日にベイルートで、国立科学研究評議会考古学研究機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がレバノン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国立科学研究評議会考古学研究機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　七千二百七十万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年九月三十日
4　署名者
日本側　山口又宏在レバノン大使
レバノン側　ガッタス・ホーリー文化大臣

平成二十九年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十三号

平成二十九年三月三十一日にキガリで、ルワマガナ郡灌漑（かんがい）施設改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ルワマガナ郡灌漑（かんがい）施設改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十億七千七百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日
4　署名者
日本側　宮下孝之在ルワンダ大使
ルワンダ側　クラヴェール・ガテテ財務・経済計画大臣

平成二十九年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十四号

平成二十九年三月三十一日にアクラで、ガーナ国際回廊改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ガーナ国際回廊改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六十二億五千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年一月三十一日
4　署名者
日本側　吉村馨在ガーナ大使
ガーナ側　シェリ・アヨコー・ボチュウェイ外務・地域統合大臣

平成二十九年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十五号

平成二十九年三月三十一日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　贈与の供与期限　平成三十年九月三十日
4　署名者
日本側　吉村馨在ガーナ大使
ガーナ側　シェリ・アヨコー・ボチュウェイ外務・地域統合大臣

平成二十九年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十六号

平成二十九年四月三日にジブチで、ジブチ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　新井辰夫在ジブチ大使
ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十九年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄